



平成 30 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 岡山県貨物運送株式会社
代表者名 取締役社長 遠藤 俊夫
(コード番号 9063 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 馬屋原 章
(TEL 086-252-2111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月開催予定の第 106 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日と定めており、当社は東京証券取引所に上場する企業として、この要請に応えるものであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

本定時株主総会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に維持することを目的に、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。なお、発行可能株式総数につきましても、併合の割合に応じて現行の 4 千万株から 4 百万株に変更いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の比率

平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 9 月 30 日現在）	22,000,000 株
併合により減少する株式数	19,800,000 株
併合後の発行済株式総数	2,200,000 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,797 名（100.00%）	22,000,000 株（100.00%）
10 株未満	136 名（ 7.57%）	161 株（ 0.00%）
10 株以上	1,661 名（ 92.43%）	21,999,839 株（100.00%）

（注）10 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主の地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り及び買増し制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引先の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合により、当社の発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することから、併合の割合に応じ、平成 30 年 10 月 1 日をもって発行可能株式総数を 4 千万株から 4 百万株に変更いたします。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式併合の実施に伴い、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条を変更いたします。

併せて、本定款一部変更の効力は、単元株式の変更、株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする <u>附則</u> <u>第6条及び第7条の変更は、平成30年</u> <u>10月1日をもって効力を生じるものと</u> <u>し、本附則は効力発生日経過後、これを</u> <u>削除する</u>

4. 日 程

取締役会決議日	平成30年2月9日
取締役会（株主総会招集決議）	平成30年5月（予定）
第106回定時株主総会	平成30年6月（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更し、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになります。（株式併合の結果、1株に満たない端数につきましては、以下「端数株式」といいます。）

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,200株	1個	120株	1個	なし
例③	567株	なし	56株	なし	0.7株
例④	3株	なし	なし	なし	0.3株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、例②、例③に発生する単元未満株式（例②は20株、例③は56株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取りおよび買増し制度がご利用できます。
- ・例③、例④に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の端数の割合に応じて分配いたします。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りおよび買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となりますためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか？

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、1株当たりの配当金を10倍とする予定であるため、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか？

A. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

※ 当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上